資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年十月二十日

愛知県名古屋市瑞穂区密柑山町一丁目三五番地　有限会社みずほ興産

代表取締役　川村　晋一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十月十六日

掲載頁　五十九頁（号外第二二四号）

平成二十九年十月二十日

滋賀県大津市西の庄一九番一〇号　株式会社英貴

代表取締役　上田　茂行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円、資本準備金の額を七億五千万円減少することといたしました。

ただし、同時に株式の発行により資本金の額及び資本準備金の額を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定することを予定しています。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十九年十月二十日

愛知県名古屋市名東区上社一丁目九〇一番地　株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション　代表取締役　白川　篤典

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月八日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十一月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十月二十日

東京都豊島区西池袋一丁目一一番一号　株式会社テンダ

代表取締役　小林　謙

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十一月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十月二十日

東京都中央区日本橋室町一丁目五番五号　株式会社ダイテックホールディング

代表取締役　堀　誠

株式交換につき通知公告

当社は、綜合警備保障株式会社（東京都港区元赤坂一丁目六番六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年十一月十日です。

平成二十九年十月二十日

群馬県前橋市大渡町二丁目一番地の五　群馬綜合ガードシステム株式会社

代表取締役　川崎　弘

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ワルターハイデと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十二月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十月二十日

千葉県君津市人見一〇五七番地一　株式会社ワルター京葉

代表取締役　榎本　博

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主であるプラス株式会社より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十一月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十月二十日

埼玉県越谷市大沢三一七四番地　アピカ株式会社

代表取締役　道姓　文達

限定承認公告

本籍千葉県大網白里市大網四七〇一番地、最後の住所千葉県大網白里市大網四七〇一番地九五　被相続人　亡　植村　道広

右被相続人は平成二十九年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年十月十一日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

千葉県大網白里市大網四七〇一番地九五　相続財産管理人　植村　典子

限定承認公告

本籍滋賀県大津市大江四丁目九番、最後の住所滋賀県草津市笠山六丁目一番二〇号　被相続人　亡　村上　和尊

右被相続人は平成二十九年四月二十五日死亡し、その相続人は平成二十九年十月十七日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

滋賀県草津市笠山六丁目一番二〇号　限定承認者　村上　清美

限定承認公告

本籍北九州市小倉北区新高田二丁目二〇番、最後の住所北九州市小倉北区新高田二丁目二〇番三号　被相続人　亡　原田　重治

右被相続人は平成二十九年六月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年十月十一日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

北九州市小倉北区大手町六番一七―六〇六号　相続財産管理人　原田　昂

限定承認公告

本籍福岡県福岡市東区香住ヶ丘二丁目一五番地、最後の住所福岡県福岡市中央区梅光園団地三番六一四号　被相続人　亡　岡田　幾代

右被相続人は平成二十九年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十九年十月十二日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月二十日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番一二―八〇三号　相続財産管理人　岡田　十郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億七千七百八十万円減少し四千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月二十一日であり、社員総会の決議は平成二十九年九月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月五日

掲載頁　一二二頁（号外第一四四号）

平成二十九年十月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号　ライズ・プロパティ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年七月二十一日付官報の号外第一五七号一二二頁に掲載されています。

平成二十九年十月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　横浜ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩